

神奈川県私学保護者会連合会規約

第一章 名称及び事務所

第 1 条 本会は神奈川県私学保護者会連合会と称する。

第 2 条 本会の事務所は横浜市神奈川区高島台 7-5 神奈川県私学会館内に置く。

第二章 目的

第 3 条 本会の目的は次のとおりである。

- 1 私学の自主性を尊重しながら、学校教育の充実発展に寄与する。
- 2 家庭、学校及び社会の協力によって、児童生徒の福祉を増進する。
- 3 会員相互の親睦を深めるとともに、教育に対する理解を高め、これを発展させる。

第三章 方針

第 4 条 本会は次の方針に基づき活動する。

- 1 本会は非営利的、非宗教的、非政党的である。
- 2 本会は児童生徒の福祉のために活動する社会教育諸団体及び機関と協力する。
- 3 本会は国及び地方公共団体の私学助成を期するために努力する。
- 4 本会は他のいかなる団体の支配統制は受けないし、また、各会員の自由な活動を尊重して、これを制約することもない。
- 5 その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

第四章 構成

第 5 条 本会は県下私立小学校、中学校、高等学校の保護者会に属する会員をもって構成する。

第五章 役員及び役員会

第 6 条 本会の役員は次のとおりである。

- | | |
|---------|---------------------|
| 1 会 長 | 1 名 |
| 2 副 会 長 | 若干名 |
| 3 理 事 | 若干名 うち 2 名は会計理事とする。 |
| 4 監 事 | 2 名 |

第 7 条 役員の仕事は次のとおりである。

- 1 会長は会を代表し、すべての会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐して会務を掌握し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定める順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は会務の執行にあたる。
- 4 会計理事は本会のすべての会計をつかさどる。
- 5 監事は会務の執行状況を監査する。

第六章 役員を選任および役員会

- 第 8 条 会長、副会長、理事、監事の選出及び役員会の任務は次のとおりとする。
- 1 理事及び監事は各保護者会の代表から総会において選任する。
 - 2 会長及び副会長は理事の互選とする。
 - 3 会計理事は会長が委嘱する。
 - 4 役員は役員会を組織し、本会の運営にあたる。
 - 5 本連合会に顧問を置くことができる。

第七章 役員任期

- 第 9 条 役員任期は1年とし、再選をさまたげない。但し、役員任期は原則として最長10年とする。

第八章 総会

- 第10条 総会は本会の最高議決機関である。
- 第11条 総会は加盟保護者会の各代表1名で構成する。
- 第12条 総会の議決は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。但し、議決権は1校1名とする。
- 第13条 総会は定時総会を年1回とする。但し、会長が必要と認めるときは臨時総会を開くことができる。
- 第14条 次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。
- 1 予算の審議
 - 2 決算の承認
 - 3 その他 重要なる事項

第九章 会計

- 第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- 第16条 本会の会費は総会において決める。

第十章 規約の改正

- 第17条 規約の改正は総会の出席者の過半数の議決によらなければならない。

附 則

この規約は昭和42年7月22日より施行する。

昭和53年5月19日	一部改正
昭和55年5月16日	一部改正
昭和62年5月26日	一部改正
平成22年5月28日	一部改正
平成27年5月22日	一部改正
令和6年5月23日	一部改正